

## 斜面防災主任技能者資格登録規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という。）が実施する斜面防災主任技能者試験（以下「試験」という。）に合格した者の登録に関して必要な事項を定める。

### (称号の付与)

第2条 試験に合格し、登録簿に登録した者には、斜面防災主任技能者の称号を付与する。

### (登録)

第3条 協会会長（以下「会長」という。）は、試験に合格した者の申請により、登録簿に登録のうえ、登録証明書を交付するものとする。但し、申請が試験合格後5年以上経過している場合は、協会が実施する斜面防災主任技能者講習等（以下「更新講習等」という。）を受講し修了証を受理した後に登録するものとする。

2 登録料は、次の通りとする。

(1) 合格通知から3週間以内に申請のあった場合は、11,000円（税込み）とする。但し、協会会員企業に所属する者にあつては、5,500円（税込み）とする。

(2) 上記の期間以外に申請のあった場合は、13,200円（税込み）とする。但し、協会会員企業に所属する者にあつては、6,600円（税込み）とする。

3 登録を受けた者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なく変更事項を協会へ報告しなければならない。

### (登録の有効期間)

第4条 新たに登録を受けた者の有効期間は、登録証発行日の翌年1月1日から5年目の12月31日までとする。

2 登録の更新又は再登録を行う者の有効期間は、従前の登録の有効期間満了日の翌日から5年目の12月31日までとする。

### (登録の更新)

第5条 登録の更新を希望する者は、協会が実施する更新講習等を受講・修了しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、登録の更新について準用する。

(登録の取り消し等)

第6条 会長は、斜面防災主任技能者が、次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- (1) 本人から登録抹消の申請があった場合
  - (2) 本人が死亡した場合
  - (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
  - (4) 斜面防災主任技能者試験実施規程第7条に該当するに至った場合
  - (5) 第8条から第10条までの規定に違反した場合
- 2 第11条の規定により、更新講習等を受講しなかった者は、登録有効期間満了日を以て自動的に登録が取り消されるものとする。
- 3 会長は、第1項の(5)の事由により登録の取り消しをする場合においては、聴聞又は弁明の機会の付与を行った後、試験委員のうちあらかじめ会長が指名した5名以上からなる審査委員会の意見を聴いて決定するものとする。

(再登録)

第7条 前条第2項の規定により、登録を取り消された者は、2年以内の申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、協会が実施する更新講習等を受講しなければならない。

- 2 前条の規定にかかわらず、次の事項に該当する者は、協会が指定する診断書・理由書等を添付の上、更に2年以内(登録の取り消しから4年以内)の申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、協会が実施する更新講習等を受講・修了しなければならない。
- (1) 事故又は病気により更新講習等を受講できなかった者
  - (2) 海外出張のため更新講習等を受講できなかった者
- 3 第3条第2項及び第3項の規定は、再登録について準用する。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 斜面防災主任技能者は、斜面防災主任技能者の信用を傷つけ、又は斜面防災主任技能者全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第9条 斜面防災主任技能者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第10条 斜面防災主任技能者は、その業務を行うに当たっては、公共安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(資質向上の責務)

第11条 斜面防災主任技能者は、登録有効期間満了日の直前に協会が実施する更新講習等を受講して、斜面防災工事に関する知識及び技能の水準、その他資質の向上図らねばならない。

(登録事務の細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、登録事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和7年 3月 7日から施行する。